

(一) 一般会計からの繰入対象経費)

第百八十六条 貿易再保険特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一 将来における再保険金の支払に係る債務の履行に必要な経費

二 当該年度における再保険金の支払財源の不足に充てるために必要な経費

三 貿易保険法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二号)による改正前の貿易保険法による政府の保険及び貿易保険法による政府の再保険に關して取得した債権又は回収金を受ける権利であつて、對外債務を履行することが著しく困難であると認められる国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者又は当該国の法人若しくは人に關するものについて、國際約束で定めるところにより、免除又は放棄したために必要な経費

2 貿易再保険特別会計においては、附則第六十六條第十二号の規定による貿易再保険特別会計法昭和二十五年法律第六十八号)の廃止の際における同法に基づく貿易再保険特別会計の資本の額に相當する金額並びに第六條及び前項の規定による一般会計からの繰入金に相當する金額をもつて資本とする。

(一) 一般会計への繰入れ)

第百八十七条 前条第一項第一号及び第二号に掲げる経費の財源に充てるために第六條及び前条第一項の規定により繰り入れられた繰入金については、後日、貿易再保険特別会計からその繰入金に相當する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

2 前項の規定により一般会計に繰入れを行った場合には、その繰入金に相當する金額により貿易再保険特別会計の資本を減少するものとする。

(利益及び損失の処理)

第百八十八条 貿易再保険特別会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2 前項の規定によるほか、損益計算の方法については、政令で定める。

(積立金)

第百八十九条 貿易再保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、歳出(第百八十四条第二号八からトまでの規定による費用を除く。第三項において同じ。)の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 貿易再保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金は、貿易再保険特別会計の歳出の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同会計の歳入に繰り入れることができる。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百九十条 第九條第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、貿易再保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(借入金対象経費)

第百九十一条 貿易再保険特別会計における借入金対象経費は、再保険金を支弁するために必要な経費とする。

2 第十三條第一項及び前項の規定により借入金をすることができるときは、その借入れをする年度における再保険料、回収金及び貿易保険法第六十一条第二項の規定により納付される納付金をもつて当該年度における再保険金を支弁するに不足する金額を限度とする。この場合においては、第十三條第二項の規定は、適用しない。

(融通証券等)

第百九十二条 貿易再保険特別会計においては、融通証券を発行することができる。

2 第十五條第四項の規定にかかわらず、貿易再保険特別会計において、歳入不足のために一時借入金又は融通証券を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換え又は融通証券の発行をすることができ、この場合における第十七條の規定の適用については、同条中「借入金」とあるのは、「借入金、第百九十二条第二項の規定により借り換えた一時借入金及び発行した融通証券」とする。

3 前項の規定により借り換えた一時借入金又は発行した融通証券は、その借換え又は発行をしたときから一年内に償還しなければならない。

4 貿易再保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

第十五節 特許特別会計

(目的)

第百九十三条 特許特別会計は、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。以下この節において同じ。)に關する事務に係る政府の經理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第百九十四条 特許特別会計は、經濟産業大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第百九十五条 特許特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 印紙をもつてする歳入金納付に關する法律第三條第三項の規定による納付金

ロ 現金をもつて納付された次に掲げる料金

(1) 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七條第一項の規定による特許料及び同法第一百二十二條第二項の規定による割増特許料

(2) 実用新案法(昭和三十四年法律第二百一十三号)第三十一條第一項の規定による登録料その他工業所有権に關する割増登録料

(3) 特許法第百九十五条第一項から第三項までの規定による手数料その他工業所有権に關する事務に係る手数料

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 一時借入金の借換えによる収入金

ホ 独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第二百一十一号)第十二條第三項の規定による納付金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 事務取扱費

ロ 施設費

ハ 独立行政法人工業所有権情報・研修館への交付金

ニ 一時借入金の利子

ホ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ヘ 附属諸費

(一般会計からの繰入対象経費)

第百九十六条 特許特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、工業所有権に關する事務並びに登録免許税の納付の確認並びに課税標準及び税額の認定の事務に要する経費とする。

(一時借入金の借換え)

第百九十七条 第十五條第四項の規定にかかわらず、特許特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができ、

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七條に規定する借入金とみなして、同條の規定を適用する。

3 第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。